

仙台青葉学院短期大学 科目等履修生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、仙台青葉学院短期大学（以下「本学」という。）学則第32条に定める科目等履修生に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 科目等履修生として出願することのできる者は、学則第10条各号の一に該当する者でなければならない。

(出願期間)

第3条 科目等履修生の出願期間は、学年又は学期の始まる1か月前までとする。

(出願書類)

第4条 科目等履修生として出願する者は、次に掲げる書類に、入学検定料10,000円を添えて学長に願い出なければならない。ただし、学長が認めた場合は、一部出願書類を免除することがある。

- (1) 本学所定の願書
- (2) 最終出身学校の卒業（修了）証明書
- (3) その他学長が必要と認める書類

(選考・許可)

第5条 科目等履修生の受入れについては、正規学生の授業に支障のない範囲で選考するものとし、当該学科の教授会（以下「教授会」という。）の議を経て学長が許可する。

(履修期間)

第6条 履修期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情があると認められる場合は、1年を限度としてその期間を延長することができる。

(納付金)

第7条 科目等履修生は、履修を許可された場合、入学金30,000円と授業料を納付期限内に納付しなければならない。ただし、前年度に引き続き履修生となるものに対しては、入学金を免除する。

- 2 前項の授業料については、仙台青葉学院大学・仙台青葉学院短期大学納付金等規程第9条第1項に基づく。
- 3 すでに納入されている入学検定料、入学金及び授業料は、返還しない。

(履修の手続き)

第8条 履修に関することは本学履修規程に定めるところによる。

(単位の認定)

第9条 科目等履修生が授業科目を履修し、所定の試験に合格した場合は、単位の認定を行

うことができる。

(証明書)

第 10 条 履修を許可され、所定の手続きを完了した者に対して、科目等履修生証を交付する。

2 科目等履修生として修得した単位については、本人の請求により、成績証明書を交付する。

(許可の取消)

第 11 条 学長は、科目等履修生が本学の秩序を乱すと認めるとき、授業料等を納めないとき又は病気その他の理由により履修を継続できないと認めるときは、教授会の議を経て履修の許可を取り消す。

(補則)

第 12 条 科目等履修生に関しては、本規程に定めるもののほか、学則その他学生に関する諸規程を準用する。

2 その他科目等履修生に関して本規程に定めるもののほか、必要な事項は教授会で定める。

(改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、教務委員会の議を経て、運営協議会の承認を得、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 5 月 21 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。